

学習支援加配等に係る非常勤講師の勤務条件等の概要について

神戸市教育委員会
令和5年4月

1 身分

地方公務員法第22条の2第1項に該当する会計年度任用職員に該当します。

2 職務内容

校長の命を受けて担当する教科の授業等を行う

3 報酬等

○ 時給単価 2,009円

○ 旅費

非常勤講師が、職務を行うために旅行した場合は、正規職員に準じて旅費を支給します。

○ 通勤手当

通勤に要する交通費については、勤務した当該月の勤務実績に基づき、原則実費を支給します。

※支給額は1か月あたり55,000円を上限とし、①往復分の運賃額×勤務日数、②1か月の定期代

①、②を比較し廉価となる額をもって支給額とする。

○ 報酬等の支払い日

勤務した当該月の勤務実績に基づき、原則勤務した翌月の20日に支給されます。

○ 昇給 なし

○ 期末手当 支給あり(任期が6月以上であり、かつ週当たり勤務時間20時間以上に限る。)

○ 退職手当 支給なし

4 勤務時間・休暇等

○ 勤務時間

原則月～金 の間で、週29時間・23時間15分・15時間30分

それぞれの勤務時間に応じて学校長が割り振るので学校により異なります。

○ 年次休暇

任用期間が6月以上に限り、任用開始日に下記の日数を付与します。

◇ 週あたりの勤務時間数が23時間15分若しくは15時間30分の場合

週あたり勤務時間数	29時間	週あたり勤務日数	5日	4日	3日	2日
付与日数	10日	付与日数	10日	7日	5日	3日

※年次休暇は、1日又は1時間を単位として取得することができます。

※年次休暇は、本市での令和2年度以降の継続的な勤務年数に応じて上記日数以上となる場合があります。

○ その他特別休暇

有給：結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇(週当たり勤務3日以上の場合に限る)、産前産後休暇等

無給：子の看護休暇、短期の介護休暇、病気休暇等

5 災害補償

公務上の災害(通勤上の災害を含む。)に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによります。

6 社会保険

1週間あたりの勤務時間が20時間以上の非常勤講師は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）の被保険者となります。他の職種との兼務状況によっては本職での勤務時間が20時間以下の場合でも社会保険の適用となることがあります。

7 その他

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

期末手当の支給、休暇付与については配属される学校園ごとに算定を行います。